

平成 22 年度募集
提案型協働事業審査結果のまとめ
(平成 23 年度実施事業)

平成 22 年 12 月

協働コミュニティ課

今年度の提案型協働事業は5団体から5提案があり、厳正な審査を経て、今回は市民ニーズや協働で実施する意義、団体の事業遂行能力について高く評価された1事業を平成23年度提案型協働事業として選考しました。

毎年提案される事業からは、地域の課題を解決し、あるいは市が進める参加と協働を市民活動団体の立場から推進しようという熱意を感じます。また、採択した協働事業が市内で展開され、市民サービスの向上とともに市民自治が地域に広がり始めていると考えます。

今年度の提案も市民活動団体ならではの発想が活かされたものでありましたが、市民活動団体の自主的な活動として実施することが望ましい提案、協働で実施する必要性や実現可能性という点で課題のある提案も見受けられました。協働で実施することで実現できること、事業目的を達成するための方法を、さらに工夫することにより、効果の高い協働事業が実現できると考えます。団体と担当課の調整会議で十分協議し、協働事業審査会に臨むことを求めます。

市は、より一層協働事業に対する理解の促進に努め、協働事業が市民満足度向上、市民ニーズに沿った質の高いサービスの提供のためのツールとして有効に活用されることを望みます。国分寺市で活動されている団体の皆様には、今後とも地域の課題解決のための活動や、協働事業に積極的に取り組んでいただくことを期待しています。

国分寺市協働事業審査会 会長 塚本 一郎

目次

審査結果	1
提案事業	1
審査経過	1
第1次審査	1
合格提案	1
審査基準	2
審査会所見・不採択の理由	3
第2次審査	4
合格提案	4
審査基準	4
附帯意見・不採択の理由	4
第2次審査に関する所見	5
参考資料	6
国分寺市協働事業審査会設置要綱	7
平成21年度提案型協働事業募集要項	9
平成21年度提案型協働事業提案書	19
・木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業	19
・国分寺らしいすてきな小径 <small>こみち</small> を見つけるプロジェクト協働事業	24
・公の施設の利用方法について協働のための基盤整備としての改善につな げる提言協働事業	29
・国分寺「プログの輪」協働事業	34
・外国人市民会議の開催事業	39
国分寺市協働事業審査会委員名簿	45

平成 22 年 7 月 1 日 (木) から平成 22 年 7 月 30 (金) まで公募をしたところ、5 事業 (5 団体) の事業提案があった。担当課の割振り会議 (8 月 6 日)、提案団体と事業担当課の調整会議 (9 月 13 日まで) を経て、協働事業審査会で審査を行った。

【審査結果】

第 1 次審査 (書類審査)、第 2 次審査 (プレゼンテーション審査) を経て、下記 1 事業を平成 23 年度提案型協働事業として採択した

◎採択事業

事業名称	提案団体/担当課	提案事業予算
木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業	NPO 法人くらしの安全安心サポーター/ 都市計画課	837,540 円

【提案事業】

提案のあった事業、提案団体、提案事業予算は以下のとおり。

提案事業名	提案団体/事業担当課	提案事業予算
木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業	NPO 法人くらしの安全安心サポーター/ 都市計画課	837,540 円
国分寺らしいすてきな小径 <small>こみち</small> を見つけるプロジェクト協働事業	NPO 法人まちづくりサポート国分寺/ 都市計画課	674,960 円
公の施設の利用方法について協働のための基盤整備としての改善につなげる提言協働事業	NPO 法人健康体操指導ワーカーズ/協働 コミュニティ課	537,020 円
国分寺「ブログの輪」協働事業	NPO 法人市民テーブルこくぶんじ/文化 のまちづくり課	570,680 円
外国人市民会議の開催事業	国分寺市国際協会/文化のまちづくり課	811,000 円

【審査経過】

●第 1 次審査 (書類審査) 10 月 19 日実施

出席委員：塚本会長、斉藤委員、橋本委員、加藤委員 (山岸副会長、有川委員欠席)

提案団体と事業担当課との調整会議を経た 5 事業 (5 団体) について、提案書と担当課の所見を踏まえ、国分寺市協働事業審査会が審査を行ない、2 事業 (2 団体) を第 1 次審査合格提案として選定した。なお、書類審査は事業担当課職員同席のもと行った。

◎第 1 次審査合格提案

- ・木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業
- ・外国人市民会議の開催事業

◎第 1 次審査基準

下記 7 項目を 1 点～6 点で評価し、合計得点が 84 点を超えた提案を第 1 次審査合格提案とした。

< 審査項目 >

事業の目的	市民や地域のニーズ，社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また，市が関わる必要性が認められるか。
独創性・先駆性	提案は独創的でかつ先駆性があり，今後の協働事業のモデルとなり得るか。
役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき，また，相乗効果・波及効果が期待できるか。
費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。
事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり，また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか。
実現可能性	実施体制，実施方法やスケジュールが合理的で，実現可能性は高いか。

< 判断基準 >

6点	評価できる
5点	やや評価できる
4点	どちらかといえば評価できる
3点	どちらかといえば評価できない
2点	あまり評価できない
1点	評価できない

第1次審査結果

提案事業名	合計点	判定
木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業	104/168	合格
国分寺らしいすてきな ^{こみち} 小径を見つけるプロジェクト協働事業	66/168	不合格(不採択)
公の施設の利用方法について協働のための基盤整備としての改善につなげる提言協働事業	74/168	不合格(不採択)
国分寺「ブログの輪」協働事業	67/168	不合格(不採択)
外国人市民会議の開催事業	86/168	合格

◎合格提案に対する審査会所見

- ・木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業

災害に強いまちづくりの推進としての耐震診断は市の計画にも位置づけがあり、市民に対し積極的に耐震診断をPRしていくことは有意義であると考えます。しかし、講習会は自治会・町内会以外も対象とし、きめ細やかな対応を図るべきであると考えます。

- 外国人市民会議の開催事業

これまでに市として外国人市民の意向調査をした経緯がないことから、事業の成果を市政に活かすことができると考えます。事業費の積算について、講師謝礼とは別途交通費が積算されている等、予算見積もりに不明確な部分があるため、事業費の見直しが必要です。

◎不採択の理由

- 国分寺らしいすてきな小径こみちを見つけるプロジェクト協働事業

小径の愛称を提案し、愛着心や親しみをもつという事業趣旨は評価に値すると考えます。しかし、まちのコンシェルジュ育成等のご提案のような効果の実現については疑問が残ります。また、提案型協働事業が目的とする社会問題の解決や市民ニーズに対応した事業とまではいえず、委託や協働で実施するのではなく団体の自主的な活動として実施する事業であると考えます。

- 公の施設の利用方法について協働のための基盤整備としての改善につなげる提言協働事業

公の施設の利便性を向上させることは住民福祉の向上に必要であると考えます。しかし、この事業については委託型の協働事業という性質であるよりも、現状の改善に対して提言するという性質のものであると考えます。

また、提案概要が市民活動団体にとっての活動場所に対する内容となっていますが、公の施設の利便性については利用者全体を対象に考えるべきと考えます。

- 国分寺「ブログの輪」協働事業

インターネットやブログの講習を行い、情報技術を伝える事業としては市民ニーズがあり、事業として有意義であると考えます。しかし、ブログは個人の活動であり、個人が常に国分寺市の魅力を発信し続けるとは限りません。公益性の観点から市の事業として実施するものではなく、団体の自主的な活動として実施すべき事業であると考えます。

●第2次審査（公開プレゼンテーション審査）10月30日実施

出席委員：塚本会長，斉藤委員，橋本委員，加藤委員（山岸副会長，有川委員欠席）

第1次審査に合格した提案（2団体）について，公開プレゼンテーションを行い，1提案（1団体）を採択した。なお，公開プレゼンテーションは提案団体と事業担当課が同じテーブルにつき，それぞれ15分間の提案団体による事業説明と審査会委員による質疑応答を行った。

◎第2次審査合格提案

- ・木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業

◎第2次審査基準

第1次審査と同一項目を下記判断基準に基づき1～4点で評価し，合計得点が84点以上の提案を第2次審査合格提案とした。

<判断基準>

4点	評価できる
3点	どちらかといえば評価できる
2点	どちらかといえば評価できない
1点	あまり評価できない

第2次審査結果

提案事業名	合計点	判定
木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業	92/112	合格（採択）
外国人市民会議の開催事業	81/112	不合格（不採択）

◎合格提案に対する審査会の附帯意見

- ・木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業

本事業は地域耐震講習会と耐震診断士のスキルアップの2つの取組を行う事業であり，予算書からそれぞれに係る費用を分けるべきと考えます。

また，本事業を1年間実施するなかで，耐震講習会を地域に根付かせ，事業実施後は地域の耐震診断士が自主的に講習会を行うことが望まれます。

◎不採択の理由

- ・外国人市民会議の開催事業

外国人市民のニーズを把握し，市政に反映する事業趣旨は評価に値します。しかし，団体はすでに外国人のニーズをかなり把握しているようにも受け取れました。

この事業の目的を達成するには，国際協会が実施している日本語教室等の支援が行き届かない外国人市民や，住民登録のない外国人市民のニーズを把握することが

重要であると考えます。しかし、この部分についての具体的な手法が明確にされておらず、委員として参加する外国人の利益代表性に疑問が残ります。

協働事業の独創性・先駆性については、事業実施後の外国人市民同士のネットワーク構築等、事業の相乗効果、波及効果に着目するなど、さらに工夫の必要がある提案であったと考えます。

また、協働による効果からは、市の補助金を受けている団体であり、費用対効果を考慮すれば別事業として行うよりも長期総合計画の後期計画に合わせて担当課も協力し実施することも考えられます。

費用の妥当性について、こうした事業に対しては報告書の作成が重要であると考えますが、これにかかる費用も明確に示す必要があると考えます。

◎第2次審査に関する所見

事業目的については2事業ともに社会問題・地域問題を踏まえており、公益性のある提案であると評価できますが、協働事業実施後の事業展開や事業の波及効果・相乗効果についてはさらに工夫できるものであると考えます。事業提案に対する専門性は高く、団体の事業遂行能力はあると評価できます。しかし、全体的に成果物としての報告書や、講習のための資料等に係る費用の見積もりが少ないと思われる提案でした。

参 考 资 料

○国分寺市協働事業審査会設置要綱

平成16年10月4日

要綱第21号

(設置)

第1条 国分寺市市民活動団体との協働に関する指針(平成14年4月策定)に基づき、委託等により協働事業を行う場合において、国分寺市プロポーザル方式等による調達手続実施要綱(平成20年要綱第4号)第1条(趣旨)に規定するプロポーザル方式等を用いて契約相手先を選考し、又は評価する際に、公平性、公正性及び透明性を確保するために、国分寺市協働事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審査会は、プロポーザル方式等により公募した協働事業に応募した団体(公募によらない団体を含む。以下「応募団体」という。)の提案を審査し、その選考結果を市長に報告する。

2 審査会は、協働事業の終了後にその実施状況を評価し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる委員6人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 識見を有する者 3人以内
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長

2 前条第2項に規定する評価をする場合においては、前項に規定する者に公募により選出された市民3人以内の委員を加えるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第1号及び同条第2項に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 応募団体の構成員となっている委員は、当該応募団体の審査及び評価に係る会議の議事に加わることができない。

3 審査会は、委員の過半数(前項に該当する委員は過半数の計算に入れないものとする。次項において同じ。)の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の非公開)

第7条 審査会は、非公開とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、市民生活部協働コミュニティ課において処理する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

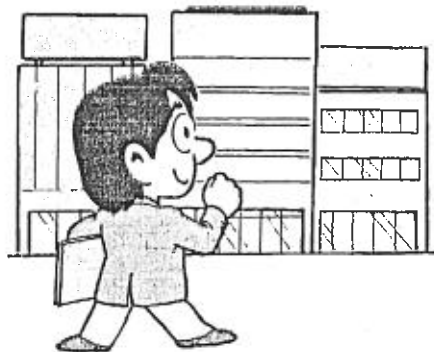
この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

提案型協働事業募集要項

(平成 22 年度募集)



～ 目 次 ～

1	提案型協働事業の目的	1
2	提案できる市民活動団体	1
3	提案対象となる事業	2
4	参考：平成 22 年度実施提案型協働事業（平成 21 年度募集/選考）	2
5	事業期間	3
6	事業経費・積算基準	3
7	審査・選考	5
8	提案事業の公表	6
9	募集から事業実施までの手続き	7
10	事業実施後の手続き	8
11	提出書類	9
12	提出期間	9

国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課

1. 提案型協働事業の目的

福祉・教育・環境など複雑化・多様化する地域の課題の解決や、市民サービスの向上、市民のニーズに応えるため、市民の視点から事業提案をしていただき、市民活動団体と市が協働で行うことで、地域の課題の解決、市民サービスの向上を図るものです。

市民力を行政経営に活かします！！

- ① 市民活動団体と市との協働事業の推進
- ② 新たな公共の構築に向けてのツールづくり
- ③ 市民視点による行政サービスの展開
- ④ 市政の透明化とスリム化
- ⑤ 団塊世代を含む新たな雇用促進



2. 提案できる市民活動団体

提案応募できる市民活動団体は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

1. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された法人であること。
2. 国分寺市内に活動拠点又は連絡場所があり、公益性、公開性を有し、「こくぶんじ市民活動センターに登録している団体」で、次のいずれにも該当すること。
 - (1) 代表者を含み3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の国分寺市民がいること。
 - (2) 1年以上継続した活動を行っていること。
 - (3) 団体の運営に関する会則、規約に基づき運営され、予算・決算を適正に行っていること。

「市民活動団体」とは、次の要件をすべて満たしているもの

1. 公益性のある活動であること。（社会全体の利益を目的としていること。）
2. 収益を分配しないこと。（収益を関係者だけで分けないこと。）
3. 民間であること。（市民力が源であること。）
4. 自発的であること。（誰かや何かに強制されて行うものでないこと。）
5. 公に組織されていること。（会則があり、入会・退会の自由が約束されるなど、民主的に運営されていること。）
6. 自己統治していること。（政治団体・宗教団体などから運営介入を受けていないこと。）

『市民活動団体と国分寺との協働 2004・2005』より抜粋

3. 提案対象となる事業

対象となる事業は、以下の要件をすべて満たしていること。

- 1 国分寺市内で実施される公益的な事業であり、市民活動団体と市が協働で行うことにより、地域や社会の課題を解決することにつながる事業。
- 2 既存事業、新規事業いずれの場合においても、具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られる事業。
- 3 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働して実施することにより、相乗効果が期待できる事業。
- 4 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等を活かした新たな視点からの事業。
- 5 予算の見積もり等が適正であり、提案した市民活動団体が実施可能な事業。
- 6 担当課と信頼関係を築き共に理解しあいながら意欲的に取り組むことができる事業。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外です。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治、選挙活動に係るもの
- (4) 実施が伴わないもの
- (5) 新規事業は、国、地方公共団体及びその他の団体から、助成を受けているもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 提案時点で既に協働事業で実施されている事業

〈既存事業〉

- ・市が直接実施をしている事業
- ・市が民間事業者に委託をしている事業で契約が満了となる事業

〈新規事業〉

- ・市も市民活動団体も実施していない新たな事業

新規事業の場合には、市が(団体と協働で)行う必要がある事業なのかを審査会で判断します。協働事業は団体の行う事業に対する補助ではありません。

4. 参考:平成 22 年度実施提案型協働事業(平成 21 年度募集/選考)

平成 21 年度に事業提案があり、審査会が選考をした平成 22 年度実施の協働事業

事業名	実施団体	事業所管課	事業期間
「生ごみ減量・たい肥化が市民の常識となる国分寺市を目指して」事業	5303 (ごみゼロ讚) の会	環境部 ごみ対策課	平成 22 年度 (単年度事業)
まちのキーパーソン発掘事業	NPO 法人市民テーブルこくぶんじ	市民生活部 協働コミュニティ課	平成 22 年度 (単年度事業)

5. 事業期間

平成 22 年度募集提案型協働事業は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 までに完了するもの。

6. 事業経費・精算基準

協働事業の事業経費については、市で設定した精算基準を用いて事業を所管する担当課と十分に相談して過不足のないように精算をして下さい。既存事業、新規事業のいずれも、事業実施後に精算の手続きをしていただきます。

なお、既存事業（市が既に取り組んでいる事業）の事業経費は当該事業の平成 22 年度予算額を超えないものとします（人件費を含む）。

《諸経費》

事業実施にかかる直接経費の 10 パーセント以内の額で諸経費の計上ができます。

協働事業を行ううえで、間接的に必要となる事業報告会や評価会等へ参加をする際の人件費や交通費などは直接経費からではなく、この諸経費から支出をしてください。団体と担当課による毎月の定期的な会議や報告書の提出などの人件費や交通費は直接経費で精算をしてください。

団体の運営に係る諸経費、諸税については諸経費から支出して構いません。消費税については団体が当該年度課税対象団体で、提案する事業に対する消費税を納税する予定の場合は、諸経費ではなく直接経費の中に費目を設定し必要な金額を計上してください。消費税は、各年度の決算後の翌年度に納付をすることになりますので、決算時には仮払い金（消費税）として、消費税の納税相当額を計上（支出）して決算・精算してください。後日消費税を納税した場合には担当課に納税の確認ができる書類を提示してください。担当課で確認し、コピーさせていただきます。

《精算について》

協働事業では協定書を結び、業務委託契約の手続きを行います。事業の実施にあたり当該年度の委託金額を超えて支出をする場合には団体の負担となりますので、事業担当課と十分な調整をしたうえで予算の精算をしていただき、事業実施にあたっては計画的に予算執行をしてください。

当該年度の事業終了時、委託金に余剰金が生じた場合には戻入の手続きをして市に返還をしていただきます。

なお、諸経費は直接経費の 10% 以内で予算計上できますが、当該年度終了時の実際に支出をした直接経費に対する 10% までの金額で精算をしていただきます。10% を超えて支出をしている部分は団体の負担金としていただき、余剰金が生じた場合は返還していただきます。

積算基準

【 人件費 】

「一般事務的な業務に従事する者」については、下表のA～Cの業務分類に応じて時給単価を設定します。「その他専門性を有する業務に従事する者」の時給単価については、市の専門職員の賃金・ハローワークの賃金情報等の客観的根拠に基づき設定します。

事業を実施するにあたって必要な人件費を適正に積算し、適切に運用をして下さい。

分類	業務内容	時給単価	参考とした価格
A	簡易な補助業務	850円	臨時職員賃金
B	企画立案・業務遂行をある程度の責任をもって実施する業務	1,200円	嘱託職員賃金
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	2,500円	正規職員賃金
D	その他高度な専門性を必要とする業務		※客観的根拠を要する

【 諸経費 】

諸経費は、組織を継続的に運営するのに要する費用であって、直接事業費以外の事務用品費、地代家賃、通信交通費、光熱水費、租税公課等を含むものです。諸経費の計上は、諸経費を除いた直接事業費の総額の10%以下とします。

$$\text{※ 諸経費} = \text{直接事業費} \times \frac{10}{100}$$

【 費目・例 】

費目	内容
人件費	事業の企画・準備・実施に係る人件費・法定福利費（健康保険・厚生年金保険・介護保険・雇用保険・労災保険）
保険料	傷害保険、損害賠償保険等
租税公課(*1)	事業に関連して生じる租税公課（印紙税等）
謝礼	講師謝礼 ※市の謝礼基準に準ずる
交通費	事業に関わるスタッフ等の交通費（電車・バス等）
事務用品費	消耗品費、備品購入等
賃借料	会場の借上げ料等
通信費	郵便・電話代等
印刷費	募集チラシ・資料・報告書などの印刷費等
消費税(*2)	※課税対象団体のみ計上
諸経費	※事業費の10%以下

(*1)租税公課とは、法人税、住民税及び事業税(事業税外形標準課税部分を除く。)、消費税以外のものをいいます。具体的には、固定資産税、都市計画税、自動車税、不動産取得税、印紙税、登録免許税、身体障害者雇用納付金、事業税外形標準課税部分などの公租、公的な課金、罰金、過料等の課金を言います。

(*2)消費税については、当該年度について事業提案をする団体が課税団体で納税をする場合に計上します。消費税の費目は他の費目に流用等は出来ないものとします。

(その他)費目間の流用等は出来るだけ行わないように十分に計画して積算し、事業実施中も計画的に支出をすること。流用等を行う場合は事前に市担当課に相談をすること。

7. 審査・選考

審査と選考は、国分寺市協働事業審査会（識見者3名，市部長職3名の6名で構成）が行います。

第一次審査は書類審査，第二次審査はプレゼンテーション審査で，審査基準に基づいて審査を行います。

- 1 第一次審査は書類審査を非公開で行います。その際には提案された事業を所管する担当課長の意見，及び政策経営課や財政課，協働コミュニティ課の各課長からの所見等を参考に審査します。この第一次審査において公開で実施する第二次審査のプレゼンテーションに進む提案を決定します。一次審査の選考結果はすべての団体に通知します。
- 2 第二次審査のプレゼンテーション審査は，市報や市のホームページで広く市民に呼びかけて，公開で行います。協働事業を提案した団体から事業内容についての説明をしていただきます。その後，提案した市民活動団体と担当課長に対して提案内容などについて審査会委員が質問をします。

提案されたすべてのプレゼンテーションが終了した後，担当課長と提案団体からの聴取結果と一次選考時の意見など総合して，協働事業審査会が平成23年度に実施をする協働事業を選定します。この選定作業は非公開で行い，結果はすべての団体に通知します。

<基本的な審査基準 >

1	事業の目的	市民や地域のニーズ，社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また，市が関わる必要性が認められるか
2	独創性・先駆性	提案は独創的かつ先駆性があり，今後の協働事業のモデルとなり得るか
3	実現可能性	実施体制，実施方法やスケジュールが合理的で，実現可能性は高いか
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か
5	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき，また，相乗効果・波及効果が期待できるか
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか
7	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり，また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか

第一次審査（書類審査）

書類審査は、審査基準の7項目を1点から6点の点数制で評価を行います。

<判断基準>

6点	評価できる
5点	やや評価できる
4点	どちらかといえば評価できる
3点	どちらかといえば評価できない
2点	あまり評価できない
1点	評価できない

第二次審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーション審査は、審査基準の7項目を1点から4点の点数制で評価を行います。



<判断基準>

4点	評価できる
3点	どちらかといえば評価できる
2点	どちらかといえば評価できない
1点	あまり評価できない

8. 提案事業の公表

選考過程における公正性や透明性を確保するため、個人情報には配慮のうえ、提案された協働事業の概要や団体名をホームページで公表します。

また、プレゼンテーション審査の開催時には、「協働事業提案書」（様式第1号から第4号）を来場者に資料として配布します。



9. 応募から事業実施までの手続き

提案型協働事業の応募から事業実施までの具体的な手続きは次のようになります。
(提出書類等は説明会開催時のもので、後日、変更・追加になる場合があります。)
なお、事業の実施は当該年度予算が確定した後となります。

1 応募（事業提案）

必要な書類を作成，7月30日までに協働コミュニティ課へ提出して下さい。
応募を希望する団体は7月23日までに提案事業の概要を協働コミュニティ課へお知らせ下さい。なお，提案する事業の経費については積算基準を用いて積算して下さい。

提出書類 1. 提案書 2. 企画書 3. 収支予算書 など → 9ページ「11. 提出書類」を参照

2 担当課割り振り・調整会議

8月上旬に市側の担当課を決定し，通知します。市の担当課と調整会議を行い，提出している書類に修正が必要な場合は，9月10日までに修正した書類を再提出して下さい。

提出書類 修正があった場合は… 1. 提案書 2. 企画書 3. 収支予算書 など

3 一次審査（非公開・書類審査）

10月上旬に提出された提案を協働事業審査会で審査します。
第一次審査は書類審査を非公開で行います。審査の結果は提案団体に通知します。

4 二次審査（公開・プレゼンテーション）

10月下旬に，第一次審査を通過した提案を提案団体にプレゼンテーションしていただき，協働事業審査会で審査します。第二次審査のプレゼンテーションは公開で行います。

5 審査結果公表

第二次審査の結果は，提案団体に通知するとともに，市ホームページで公開します。

6 協定書の作成・締結

第二次審査で実施する協働事業として選考された事業の提案団体は，市の担当課と最終調整を行い，詳細な役割分担などを決定し，協定書を作成・締結します。

7 契約の締結

平成23年4月1日以降，団体と市は事業の実施のため契約を締結します。

8 事業の実施

協定書，契約書に基づき，協働事業の利点を活かして事業を実施して下さい。
協働事業のパートナーである団体と市担当課は，定期的に事業の実施状況を確認し合い，当初の目標や目的を達成するために常に改善していく意識をもって事業を実施して下さい。
受益者である市民の満足度等を確認するアンケートの実施なども積極的に実施して下さい。

提出書類 業務着手届（市の委託契約手続きによる）

10. 事業実施後の手続き

協働事業を実施した市民活動団体と市の担当課は、事業の実施後に事業報告、自己評価会等をしていただきます。また、市民公募委員を加えた国分寺市協働事業審査会による第三者評価を実施します。

事業実施後の手続きは次のようになります。

1 事業の終了

事業が終了したら、速やかに完了届を提出して下さい。

提出書類 業務完了届（市の委託契約手続きによる）

2 事業報告書の提出

平成24年4月16日（月）までに事業報告書を作成し、担当課へ提出して下さい。

提出書類 事業報告書（指定する書式で、次の4つの書類で構成されています）

1. 事業報告書 2. 事業概要報告書 3. 精算・決算書 4. 苦情受付対応件数票

3 精算手続き

委託金に余剰金が生じた場合には、市へ返還をしていただきます。

担当課が戻入の事務手続きを行い、「戻入通知書」を発行します。その通知書により指定の金融機関を通じて余剰金を納付して下さい。

4 自己評価会の実施

平成24年4月25日（水）までに市の担当課と自己評価会を実施して下さい。

自己評価会は、市民活動団体と市担当課のそれぞれが作成をした「ふりかえりシート」を基に意見交換等を行い、両者で一つの「自己評価票」を作成して協働コミュニティ課へ提出して下さい。

提出書類 ふりかえりシート、自己評価票（両者の意見等をまとめ一つ作成します）

5 評価（報告）会の実施

平成24年5月中旬に国分寺市協働事業審査会による報告会兼評価会を実施します。

詳しくは別途通知します。

6 評価結果の公表

国分寺市協働事業審査会による評価の結果は、団体及び市担当課に通知するとともに、市ホームページで公表します。

11. 提出書類

- 1 提案書（様式第1号）
- 2 企画書（様式第2号）
- 3 収支予算書（様式第3号）
- 4 団体概要書（様式第4号）
- 5 定款または規約
- 6 会員名簿（役員3人、市民5人以上が確認できるもの、確認のみで書類は返却します）
- 7 平成22年度予算関係書類及び平成21年度決算関係書類（団体全体のもの）
- 8 平成22年度法人市民税納税証明書（コピーで可、納税義務のない団体は不要）
- 9 その他市長が必要と認めるもの

なお、団体の活動がわかるパンフレットやチラシなども提出して下さい。

また、提案書等の様式データは市ホームページに掲載されていますので、ダウンロードして作成して下さいをお願いします。

12. 提出期間

平成22年7月1日（木）午前9時から7月30日（金）午後5時（土・日・祝日を除く）までに、市民生活部協働コミュニティ課（市役所第3庁舎1階）に直接持参して下さい。

受付は、午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までです。

なお、受付時に提出書類一式を確認した上で受理いたします。必ず提出日時をあらかじめ下記担当までお知らせ頂き、予約を行ったうえでお越し下さるようお願いします。

提出期限を過ぎた場合、一切受理はいたしません。期限厳守をお願いします。

**応募を希望する団体は 7月23日までに
提案事業の概要を協働コミュニティ課へお知らせ下さい**

問い合わせ・連絡先

国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課 協働推進係
〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1 国分寺市役所第3庁舎1階
TEL : 042-325-0111(内363) FAX : 042-328-1311
E-mail : community@city.kokubunji.tokyo.jp



平成 23 年度国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成 22 年 9 月 10 日

国分寺市長 星野信夫 様

団体の所在地 国分寺市東元町 3-5-13

団体名 特定非営利活動法人 暮らしの安  ター

代表者氏名 中村 八郎 印

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1 提案事業名	「木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業」
2 提案事業期間	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで
3 提案事業予算	837,540 円 (ただし、消費税相当分を除く)
4 提案概要 (事業目的、内容等を 400 字以内でご記入 ください。この欄の記 載内容は、ホームペー ジ等で公表します。)	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺市が、平成 22 年度に新たに認定する「国分寺市木造住宅耐震診断士」(以下「地域の診断士」という)を地域団体等に派遣して「地域耐震講習会」を実施することにより、地域的な取組みによる安全効果の向上、「実施するかしないは自由」という市民意識の改革、『住宅の耐震診断』をより身近なもの、普通のこと、安心して頼める、安価であるなどの情報提供、さらに本市における大きな課題となっているブロック塀耐震化の啓発などを図り、本市の木造住宅の耐震診断及び改修事業を一層促進することを目的とする。 ・本事業は、地域団体との事前調整を通じて講座の設定を行うところに特徴があり、これにより講座内容を地域の要望に対応できると考えられる。また、本市が独自に養成・認定した「地域の診断士」を積極的に市民に紹介することで、市民にとって身近な存在にでき、市民は地域における防災課題をより正確に把握することができる。 ・本事業を通じて、「地域の診断士」同士の自主的な組織づくりを促すとともに、「地域の診断士」を市民に推奨することにより、住宅建築に係るトラブル等を防止し、地場産業(住宅の建築・改修・管理等)の発展を促進し、市民生活の安全と財産の保護を具体的に進めることが可能となる。
5 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 提案書(2号様式)1&2 <input checked="" type="checkbox"/> 団体概要書(4号様式) <input checked="" type="checkbox"/> 会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書(3号様式) <input checked="" type="checkbox"/> 定款又は規約 <input checked="" type="checkbox"/> 予算・決算関係書類 <input type="checkbox"/> その他()

1 提案事業名	「木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業」
2 事業の分野 (主となる該当分野に○をしてください。)	1. 保健・医療又は福祉の増進 2. 社会教育の推進 ③. まちづくりの推進 4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 5. 環境の保全 6. 災害救援 ⑦. 地域安全 8. 人権の擁護又は平和の推進 9. 国際協力 10. 男女共同参画社会の形成の促進 11. 子どもの健全育成 12. 情報社会の発展 13. 科学技術の振興 ⑭. 経済活動の活性化 ⑮. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援 ⑯. 消費者の保護 17. これらの各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
3 事業の目的 (社会問題や地域課題等を踏まえ、提案事業の意義や必要性等)	<p>① 「地域の診断士」による木造住宅及びブロック塀等の耐震診断の普及・促進を図る。(新制度の活用と診断の普及)</p> <p>② 「地域の診断士」による「地域耐震講習会」を通じて、耐震診断が身近で普通のこと、費用や診断結果について信頼できる、安心して頼めるなど、市民意識の改革を進める。(消費者保護と地場産業の振興)</p> <p>③ 合わせて、地域住民が地域の安全の視点から診断に取り組むことができる環境づくりを進める。そのための耐震診断の申請支援を行う。</p> <p>④ 本事業に係る「地域の診断士」への説明会、講習会を通じ、「地域の診断士」同士の自主的な組織づくりを促す。</p> <p>⑤ 東京都直下型地震被害想定では、本市のブロック塀等による人的被害が異常に多いことから、これの対策促進のための環境づくりを行う。</p>
4 事業の内容	<p>(平成 23 年度)</p> <p>① 「地域の診断士による『地域耐震講習会』」実施計画書の作成</p> <p>② 「地域耐震講習会」の案内(市報、自治会、町内会等)と申し込み受付 <input checked="" type="checkbox"/> 事業規模：診断士 2～3 名/1 講習会(参加者、50 名程度/1 講習) 講師(地域の診断士)：テーマによる分担、相談への対応</p> <p>③ 「地域耐震講習会」の講座構成の協議： <input checked="" type="checkbox"/> 地域団体(自治会・町内会等)と講座構成についての事前打合せを行い、団体ごとに講座内容を決定する。</p> <p>④ 「地域の診断士」に対する説明会、講習会の開催</p> <p>⑤ 講習会の内容 ・講習時間：1 回あたり、2.5～3.0 時間 ・場 所：公民館、地域センター、地域集会施設等 ・講座構成・内容：(地域団体と協議のうえ決定する) 例：①住宅の耐震性について(一般論)、②地震被害の事例、③簡易診断実習、④市の耐震診断の助成と具体的な申請条件・方法、④市の耐震補強の助成と条件、⑤住宅の耐震に関する何でも相談、耐震補強工事の標準的な費用、⑥ブロック塀の一般診断方法、⑦その他(リフォームと耐震改修、・・・)</p> <p>⑥ 「地域の診断士」の派遣： ・講座構成・内容に応じ、1 講習会に 2～3 名の「地域の診断士」を派遣する。なお、直接診断技術に関わらない講座については NPO 関係者が対応する。</p>

<p>5 事業の対象 (地域、具体的対象者、対象総人数等)</p>	<p>① 本「地域耐震講習会」の実施を希望する市内の地域団体 (自治会・町内会、その他の地域組織・団体) に所属する住民等 ② 実施回数: 23年度4回を予定、参加人数各回50名程度</p>
<p>6 事業の実施場所</p>	<p>① 申込みのあった地域団体の身近な公共施設 (公民館、市地域センター等) ② 地域団体等が所有する地域の集会施設等</p>
<p>7 役割分担</p>	<p><提案団体が担う役割> ・地域の診断士に対する説明会、講習会の開催、講習会実施計画書の作成、講習会 (講座内容) の企画、講師 (「地域の診断士」) の依頼、講習希望団体の募集、申込み団体との事前協議・調整、講習会の実施、講習会実施報告書の作成</p> <p><市が担う役割> ・会場確保等 ・講習会用資料の提供</p>
<p>8 解決される社会問題や地域課題</p>	<p>①耐震診断事業の普及・促進と市が養成した「地域の診断士」の有効活用が期待でき、耐震改修工事の促進が望める。 ② 「地域の診断士」と身近に接することにより、その後の耐震計画や耐震改修工事の際に、市民は安心して相談することが可能となる。</p>
<p>9 期待される具体的な効果や成果</p>	<p>① 市民には「顔の見える地域の診断士」の中から、選択の尺度がもて、「地域の診断士」側には信頼獲得の原理が作用する。 ② (高い技術力と資質を有した地域の診断士による) 講習を通じて、市の耐震診断事業への信頼ひいては診断結果に信頼が生まれ、耐震改修事業が促進される。 ③ (悪徳業者等による) リフォーム詐欺や違法建築活動等の防止</p>
<p>10 市と協働する意義及び必要性</p>	<p>① 住宅の耐震性の欠如問題には公益性を強く含むとともに、一定の行政責任 (設計基準の規定、改定) があり、行政の関与は欠かせない。 ② 当該事業に係わる小・零細事業者は単独で“ブランド”性をもち得ないことから、行政の関与による信頼性の付与が必要である。</p>
<p>11 協働による相乗効果</p>	<p>① 市直轄あるいは民間企業への委託では難しい、市民および建築関係者への「住宅耐震問題の社会性 (公益性)」についての意識付けを促すことが期待できる。</p>
<p>12 その他</p>	<p>・住宅の耐震対策の要点は“(技術的) 信用性”と“適正コスト”であり、事業は透明性のある協働事業により“信用性”を担保するものである。 なお、耐震改修事業においては“(技術的) 信用性”“適正コスト”とこれへの公的支援 (補助・融資等) が不可欠な条件となる。</p>

(市民活動団体提案事業)

提案事業収支予算書 (平成23年度)

(収入の部)

区分	予算額	摘要
市からの委託料	837,540-	
提案団体負担金	0-	
参加者(団体)負担金	0-	
合計	837,540-	

(支出の部)

区分	予算額	摘要
人件費 小計 478,400-	①企画・実施計画書作成、診断士用、市民用講座資料作成	企画・計画作成：@1,200×4h×2人×4日=38,400 ・診断士用講習会資料@1,200×8h×2日=19,200 ・市民用講座資料@1,200×8h×4日=38,400
	②広報(市報募集、案内チラシ)	原稿、チラシ作り：@1,200×4h×2人×2日=19,200 自治会、町内会等訪問：1,200×4h×4日×3人=57,600
	③登録全「診断士」への説明会、講習会実施	@1,200×4h×3人×2=28,800
	④市との打合せ(計画内容、広報、実施日程等)	@1,200×2h×3人×4回=28,800
	⑤事前協議(4地区×2回)	@1,200×2h×4地区×2回×2人=38,400
	⑥講師調整、直接打合せ(3人×4回)	@1,200×3h×(4回×3人)×2人=86,400
	⑦地域講習会開催・資料コピー・運営など(4回)	@1,200×4h×4回×2人=38,400 @850×4h×4回×2人=27,200
	⑧アンケート作成・集計・分析、講習会実施報告書作成	@1,200×4h×3人×4日=57,600
「診断士」説明会、講習会の開催	・資料印刷費	@100×65人×2=13,000
講師料(謝礼)	・講師1人(診断士講習会) ・講師3人/各回(拘束時間を3hとして算定)	@13,000×2h=26,000 @5,000×3h×3人×4回(地区)=180,000
地域講習会プログラム、資料の作成	地域講習会配布資料(市民向け講座資料、アンケート票等)コピー	50人×20頁×4回=4,000枚×@3.5=14,000-
消耗品(演習、実習用)	文具、コピー用紙、印画紙、簡易模型、DVD等	1式：30,000-
通信費	診断士への連絡(郵送)、地域との連絡ほか	1式：10,000-
交通費	講師調整、地域との協議、市との打合せなど	1式：10,000-
小計		761,400
諸経費	上記経費の10%とする	761,400×10%=76,140-
合計		837,540

団体概要書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(フリガナ)トクテイエイカク・ウホジツ クラシアン・ソシヤル・ポーター		
	特定非営利活動法人 ぐらしの安全安心サポーター		
所在地	〒185-0022 国分寺市東元町3-5-13		
設立年月日	平成19年 12月 13日		
会員の状況	正会員数 12 人・ 団体 (内国分寺市民 8 人)	年会費	3,000円
	賛助会員数 人 団体	年会費	3,000円 (一口)
活動目的	<p>広く一般市民を対象として、「住まいとまちの安全・安心」を目指して啓発活動を推進するとともに、住まいとまち(地域社会)の防災対策、防犯対策、バリアフリー化に取り組み、広く地域住民の安全・安心なくらしづくりに貢献することを目的とする。</p>		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	<p>(平成20年度、21年度)</p> <p>○防災対策事業：木造住宅の耐震相談 2件、家具等の転倒・落下防止対策(器具の設置等) 17 件、火災警報器の設置 122 件</p> <p>□市から受託事業(家具転倒防止対策)： 21年度 64件</p> <p>□市との協働事業：</p> <p>・事業名：国分寺市木造住宅耐震診断士創設に係る診断士の養成・認定事業、契約先：都市建設部都市計画課、期間：21～22年度</p>		
ホームページ	URL anan-spt.com		



平成22年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成22年9月9日

国分寺市長 星野信夫 様

団体の所在地 国分寺市富士本1-18-13

団体名 NPO法人 まちづくりサポート国分寺

代表者氏名 理事長 龍神 瑞穂

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1 提案事業名	国分寺らしいすてきな ^{こみち} 小径を見つけるプロジェクト協働事業
2 提案事業期間	平成23年4月1日 から 平成24年3月31日まで
3 提案事業予算	674,960円
4 提案概要 (事業目的、内容等を400字以内でご記入ください。この欄の記載内容は、ホームページ等で公表します。)	<p>昭和45年(1970年)8月の市報でよびかけられ、市幹線道路17路線のうちの12路線に愛称がつけられ、残る5路線には、平成22(2010年)3月国分寺市まちづくりセンターによって、愛称の提案がなされました。</p> <p>今回の提案は、国分寺らしい景観や風土に着目し、「すてきな小径」を歩きながら見つけ、郷土への愛着や親しみをもってもらうための愛称を提案することを目的とします。その過程はブログで発信し、地域懇談会を開催します。</p> <p>いずれは、フィールドワークの参加者が、「まちのコンシェルジュ」として活動できるよう、知見を高めてもらうことも目的とします。</p> <p>事業に関係する課が複数にまたがり、課や係といった分掌にとらわれない事業であることから協働事業にふさわしい内容と考えます。</p>
5 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 提案書(2号様式)1&2 <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書(3号様式) <input checked="" type="checkbox"/> 団体概要書(4号様式) <input checked="" type="checkbox"/> 定款又は規約 <input checked="" type="checkbox"/> 会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 予算・決算関係書類 <input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書 <input type="checkbox"/> その他()

1. 提案事業名	国分寺らしいすてきな小径 ^{こみち} を見つけるプロジェクト協働事業
2. 事業の分野 (主となる該当分野に○をしてください。)	1. 保健・医療又は福祉の増進 2. 社会教育の推進 ③まちづくりの推進 4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 5. 環境の保全 6. 災害救援 7. 地域安全 8. 人権の擁護又は平和の推進 9. 国際協力 10. 男女共同参画社会の形成の促進 11. 子どもの健全育成 12. 情報社会の発展 13. 科学技術の振興 14. 経済活動の活性化 15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援 16. 消費者の保護 17. これらの各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
3. 事業の目的 (社会問題や地域課題等を踏まえ、提案事業の意義や必要性等)	<p>ハケ・湧水・屋敷林・短冊型農地といった、住宅地—農地—商業地が共存する国分寺らしい景観や風土に着目し、道路の規模にかかわらず、より生活に密着した「すてきな小径」を実際に現地を歩きながら見つけ、その愛称を提案することを目的とする。その過程は、ブログを利用し広く市内外の市民に国分寺市の良さをPRする。また地域ごとの懇談会を開催し、地域コミュニティの醸成につなげていく。プロジェクトが見つけた「すてきな小径」については、市民へ報告する場も設定する。</p> <p>市民から募集したプロジェクトメンバーによるフィールドワークにおいては、その参加者が国分寺市という“わがまち”を再発見し、いずれは「まちのコンシェルジュ」として活動できるよう知見を高めてもらうことも目的とする。</p>
4. 事業の内容	<p>(平成23年度)</p> <p>4～5月 プロジェクトの告知・メンバーの募集(チラシ・市報等)</p> <p>5月 プロジェクトの準備</p> <p>6月 プロジェクト立ち上げ</p> <p>7月 地域懇談会の告知・準備</p> <p>8～10月 地域懇談会の開催(市内3地区)</p> <p>9～11月 フィールドワーク実施</p> <p>12～2月 「すてきな小径」の決定・愛称案の検討</p> <p>2月 市民への報告の場設定</p> <p>3月 報告書の取りまとめ</p>

<p>5 事業の対象 (地域、具体的対象者、 対象総人数等)</p>	<p>プロジェクトメンバー (フィールドワーク参加者) については市民に参加をよびかける、地域懇談会には、地元の自治会・町内会や商店会にも参加をよびかける。</p>
<p>6 事業の実施場所</p>	<p>フィールドワーク・地域懇談会は、国分寺市内全域。プロジェクトの会合は、市庁舎等の市内公共施設を使用。</p>
<p>7 役割分担 (具体的に)</p>	<p><提案団体が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクトの運営 2. 地域懇談会の開催 3. フィールドワークの実施 4. ブログでの情報発信 5. 市民への報告の場の設定 6. 報告書のまとめ <p><市が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクトの広報 2. 関係課への周知や連携 3. 道路情報等の関連データ提供 4. 関係する自治会・町内会・商店会等への協力要請 5. 会合等の会場確保
<p>8 解決される社会 問題や地域課題、 期待される具体的 な効果や成果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国分寺市への愛着・親しみやすさの増進 2. 地域コミュニティの醸成 3. シティセールス効果の向上 4. 「新しい公共」の担い手 (まちのコンシェルジュ候補) 育成 <p>なお、副次的効果として、フィールドワーク参加者の健康増進・情報発信力(表現力)向上も期待できる。</p>
<p>9 市と協働する意 義及び必要性、協 働による相乗効果</p>	<p>プロジェクトの広報や地域懇談会の開催、フィールドワーク実施には行政の協力が必須である。</p> <p>一方、「まちづくりサポート国分寺」は「国分寺市まちづくりセンター」の運営を通じて、まちづくり活動や道路の愛称提案に経験・知見を有しており、そのノウハウを活かすことにより、効果を確かなものにする事ができる。</p>
<p>10 その他</p>	<p>過去にロケーションボックス・ロケ地カタログ調査を行った「市民テーブルこくぶんじ」など他の市民団体の協力も求めたい。また、「まちづくり人材育成のための市民塾」事業ともリンクし、まちづくり人材バンク登録者からの派遣受け入れも検討する。</p>

(市民活動団体提案事業)

提案事業収支予算書

(収入の部)

区分	予算額	摘要
市からの委託金	674,960	
合計	674,960	

(支出の部)

区分	予算額	摘要
人件費	533,600	
プロジェクト運営	(120,000)	5人×2時間×10回×1200円
地域懇談会	(72,000)	5人×4時間×3回×1200円
フィールドワーク	(216,000)	5人×4時間×3地区×3回×1200円
提案内容の検討	(90,000)	5人×5時間×3地区×1200円
報告書作成	(24,000)	2人×10時間×1200円
市民への報告の場準備	(4,800)	2人×2時間×1回×1200円
印刷等作業	(6,800)	2人×2時間×2回×850円
消耗品費	20,000	用紙・プリンタインク・記録メディア等
通信交通費	20,000	現地調査時の交通費等
資料文献費	20,000	地図・郷土史等
印刷費	10,000	カラーコピー等
保険料	10,000	現地調査時の傷害保険
諸経費	61,360	直接経費×10%
合計	674,960	

団 体 概 要 書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(7)がナ)トクテイヒエイリカツドウホウジン マチヅクリサポートコクブンジ			
	特定非営利活動法人 まちづくりサポート国分寺			
所在地	〒 185-0031 国分寺市富士本1-18-13			
設立年月日	平成20年 2月			
会員の状況	正会員数	20人・0団体	年会費	3,000円
		(内国分寺市民 19人)		
	賛助会員数	0人 0団体	年会費	10,000円
活動目的	主として国分寺市域のまちづくりに関する情報の調査、収集、提供、相談、助言を行い、安全・安心で住みよいまちづくりに寄与すること			
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	○関連会議への参加などまちづくり状況の調査および検討 ○国分寺市まちづくりセンターの運営受託 委託事業名：国分寺市まちづくりセンター協働事業 委託契約先名：国分寺市 委託時期：平成19年1月15日～現在			
ホームページ				



平成22年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成22年9月10日

国分寺市長 星野信夫 様

団体の所在地 国分寺市戸倉4-10-52

団体名 NPO法人 健康体操指導ワーカーズ

代表者氏名 理事長 小川 葉子



次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1 提案事業名	公の施設の利用方法について協働のための基盤整備としての改善につなげる提言協働事業								
2 提案事業期間	平成23年4月1日 から 平成24年3月31日まで								
3 提案事業予算	537,020円								
4 提案概要 (事業目的、内容等を400字以内でご記入ください。この欄の記載内容は、ホームページ等で公表します。)	<p>市民活動団体にとって、活動場所として「公の施設」の会場確保は、たいへん重要な要件です。しかしながら、市民活動団体が市内にある公の施設を利用するにあたっては、障害が少なからず見受けられます。特に新規の利用団体にとって会場確保は非常にきびしい状況です。</p> <p>大きな問題は、施設ごとに、申込み方法・利用時間区分・団体登録制度の有無、使用料減免制度の基準など、まったく統一性がないことです。それらは行政の縦割り構造、すなわち管理する部署が違うこと、そしてその部署間での横の連携がほとんどないことに起因しています。</p> <p>設置目的や根拠法規が違うことは理解しますが、市民活動団体からすれば、同じ国分寺市という行政が管理する施設でありながら、不便さを強いられています。</p> <p>市の最高規範である自治基本条例では、協働のための基盤整備として「公の施設の積極的な活用等必要な支援を行う」(第9条)ことが市に求められていますが、必ずしも十分ではありません。</p> <p>改善にむけた課題の提言<アドボカシー>を協働事業として行おうというのが本提案事業の内容です。</p>								
5 添付書類	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>提案書(2号様式)1&2</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>会員名簿</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>収支予算書(3号様式)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>予算・決算関係書類</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>団体概要書(4号様式)</td> <td><input type="checkbox"/>法人市民税納税証明書</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>定款又は規約</td> <td><input type="checkbox"/>その他()</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 提案書(2号様式)1&2	<input checked="" type="checkbox"/> 会員名簿	<input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書(3号様式)	<input checked="" type="checkbox"/> 予算・決算関係書類	<input checked="" type="checkbox"/> 団体概要書(4号様式)	<input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 定款又は規約	<input type="checkbox"/> その他()
<input checked="" type="checkbox"/> 提案書(2号様式)1&2	<input checked="" type="checkbox"/> 会員名簿								
<input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書(3号様式)	<input checked="" type="checkbox"/> 予算・決算関係書類								
<input checked="" type="checkbox"/> 団体概要書(4号様式)	<input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書								
<input checked="" type="checkbox"/> 定款又は規約	<input type="checkbox"/> その他()								

1 提案事業名	公の施設の利用方法について協働のための基盤整備としての改善につなげる提言協働事業												
2 事業の分野 (主となる該当分野に○をしてください。)	<p>①保健・医療又は福祉の増進 ②社会教育の推進 ③まちづくりの推進 ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興 ⑤環境の保全 ⑥災害救援 ⑦地域安全 ⑧人権の擁護又は平和の推進 ⑨国際協力 ⑩男女共同 参画社会の形成の促進 ⑪子どもの健全育成 ⑫情報社会の発展 ⑬科 学技術の振興 ⑭経済活動の活性化 ⑮職業能力の開発又は雇用機会 の拡充支援 ⑯消費者の保護 ⑰これらの各号に掲げる活動を行う団体の 運営又は活動に関する連絡、助言又は援助</p>												
3 事業の目的 (社会問題や地域課題等を踏まえ、提案事業の意義や必要性等)	<p>参加と協働をすすめるために、公益的活動を行う市民活動団体のさらなる躍進が社会的にもとめられている。しかしながら、その活動の場としての公の施設の利用方法については、必ずしも満足が得られていない。大きな原因として、施設を所管する市セクションの縦割りの弊害が考えられる。</p> <p>それぞれの施設においては、利用者による協議組織があるところもあり、提言等がなされているケースもあるが、全市的な改善取り組みとして行われていないのが現状である。協働のための基盤整備については、国分寺市自治基本条例において、市に「公の施設の積極的な活用等必要な支援を行う」ことがもとめられているが十分ではない。</p> <p>市民活動団体にとっての“使い勝手のよさ”という観点から、施設ごとの改善すべき点や各施設横断的な課題をピックアップし、提言の形でまとめることで、公の施設の利用方法についての改善の実施に向けた諸整備(例規の改正等)につなげるものである。</p>												
4 事業の内容	<p>(平成23年度)</p> <p>市民活動団体が、その活動を行うために使用する公の施設を所管する市・市教育委員会の担当セクション(協働コミュニティ課・文化のまちづくり課・男女平等人権課・生活福祉課・健康推進課・高齢者相談室・社会教育スポーツ振興課・公民館)より各1名、広報広聴・総合案内の立場から総合情報課より1名、協働推進の立場から協働コミュニティ課より1名、総合調整・行政改革の立場から政策経営課より1名の計11名と、提案団体及び公募市民からなるプロジェクトチームを構成する。</p> <p>まず各施設の現状を調査したうえで、プロジェクトチームにて検討をすすめ、公募した利用団体等から意見聴取を行うほか、必要に応じ部会をもって検討を行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>提案団体による各施設現状調査</td> <td>…4～6月</td> </tr> <tr> <td>プロジェクトチームメンバー公募</td> <td>…5月(市報等)</td> </tr> <tr> <td>プロジェクトチームによる検討期間 (追加調査・他市事例調査等含む)</td> <td>…6～翌年1月(7回程度)</td> </tr> <tr> <td>利用団体等からの意見を聞く会</td> <td>…9～11月(3回程度)</td> </tr> <tr> <td>課題抽出・提言まとめ</td> <td>…12～翌年3月</td> </tr> <tr> <td>提言書の印刷</td> <td>…3月</td> </tr> </table>	提案団体による各施設現状調査	…4～6月	プロジェクトチームメンバー公募	…5月(市報等)	プロジェクトチームによる検討期間 (追加調査・他市事例調査等含む)	…6～翌年1月(7回程度)	利用団体等からの意見を聞く会	…9～11月(3回程度)	課題抽出・提言まとめ	…12～翌年3月	提言書の印刷	…3月
提案団体による各施設現状調査	…4～6月												
プロジェクトチームメンバー公募	…5月(市報等)												
プロジェクトチームによる検討期間 (追加調査・他市事例調査等含む)	…6～翌年1月(7回程度)												
利用団体等からの意見を聞く会	…9～11月(3回程度)												
課題抽出・提言まとめ	…12～翌年3月												
提言書の印刷	…3月												

<p>5 事業の対象 (地域、具体的対象者、対象総人数等)</p>	<p>市民活動団体が活動場所として団体利用するに際し、貸出し可能な市の公の施設。(地域センター、多喜窪公会堂、男女平等推進センター、国分寺Lホール、いずみホール、福祉センター、いきいきセンター、生きがいセンターさわやか、教育センター、スポーツセンター、ひかりスポーツセンター、室内プール、武道館、公民館)</p>
<p>6 事業の実施場所</p>	<p>上記の施設および市庁舎内</p>
<p>7 役割分担 (具体的に)</p>	<p><提案団体が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各施設の申込み方法・利用時間帯・使用料などの調査 2. 上記調査の一覧表の作成 3. プロジェクトチームの参加・運営 4. 利用団体等の意見を聞く会の運営 5. 改善策に向けた課題抽出・検討 6. 検討結果のまとめ 7. 提言書の印刷 <p><市が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設担当課・管理者(指定管理者含む)への周知や連携 2. 各施設の利用方法等にかかるデータの提供 3. プロジェクトチームの参加 4. 改善策に向けた課題抽出・検討 5. 例規や契約にかかわる事項の検索 6. 事業遂行にかかる会場の確保・広報
<p>8 解決される社会問題や地域課題、期待される具体的な効果や成果</p>	<p>施設ごとに、申込み方法・利用時間区分・団体登録制度の有無、使用料減免制度の基準など、まったく統一性がないことは、市民活動団体にとって大きな負担となっている。それらは行政の縦割り構造に起因するところが多く、また慣行的な利用方法が見直しされないままになっている現状もある。市民視点により課題を抽出することによって、より多くの市民利益と施設の有効利用につながることを期待できる。</p>
<p>9 市と協働する意義及び必要性、協働による相乗効果</p>	<p>施設管理者の協力がなくては、実態把握が困難である。また、改善策にむけた課題抽出や検討については、実際に施設を利用している市民視点は欠かすことはできない。事業に関係する市のセクションが複数にまたがることから、市直営事業では実施がしづらい案件であり協働事業にふさわしい内容と考える。</p>
<p>10 その他</p>	

提案事業収支予算書

(収入の部)

区分	予算額	摘要
市からの委託金	537,020	
合計	537,020	

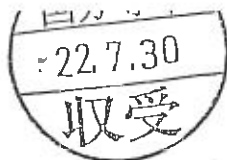
(支出の部)

区分	予算額	摘要
人件費	448,200	
施設現状調査	(96,000)	2人×40時間×1200円
プロジェクトチーム運営	(192,000)	4人×40時間×1200円
意見を聞く会	(43,200)	4人×3時間×3回×1200円
提言まとめ	(100,000)	2人×20時間×2500円
印刷等庶務	(17,000)	2人×10時間×850円
消耗品	10,000	用紙・インク等
通信交通費	30,000	PTメンバー交通費等
諸経費	48,820	直接経費×10%
合計	537,020	

団体概要書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(フリガナ) トクテイエイカツ・ウキジツン カンコウクイウシトリ		
	特定非営利活動法人 健康体操指導ワーカーズ		
所在地	〒185-0003 東京都国分寺市戸倉4-10-52		
設立年月日	平成14年 6月 (NPO 法人認証 平成18年2月15日)		
会員の状況	正会員数 15人・団体 (内国分寺市民 9人)	年会費	6,000円
	賛助会員数 332人 2団体	年会費	個人1,200円 団体6,000円
活動目的	<p>広く一般市民を対象として、健康維持増進のための体操事業及び体操を身近で気軽に行える場としての自主グループをつくる支援事業・健康づくりの総合体操の研究開発事業・身体の発達や加齢に伴う変化に対して正しく楽しく指導する為の指導者養成事業を行い、だれもが健康寿命を延ばし、社会の一員として自立して生き続けられるための生活の質を高めることに寄与することを目的とする。</p>		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	<p>高齢者から乳幼児まで全世代に対しての健康づくりのための運動指導 高齢者の自立生活体操 19団体 311名・健康体操 4団体 65名・親子体操・指導者養成 18回 379名受講・自立生活体操研究会 13回開催 会員 120名 委託事業 高齢者生きがい創作活動等支援事業 2001.8~現在に至る 2クラス 練馬区 (転倒予防教室・筋力向上トレーニング) 2005.7~2008.3 協働事業 国分寺市さわやかシニア体操 2006.10~2008.3 杉並区ゆうゆう館自立生活体操 2006.4~2008.3 3ヶ所 提案型協働事業「身体活動を習慣化させる介護予防体操教室」 2008.5~現在に至る 5クール 7ヶ所 143名参加</p>		
ホームページ			



平成22年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

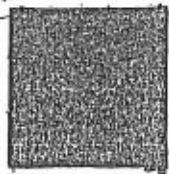
平成22年7月30日

国分寺市長 星野信夫 様

団体の所在地 国分寺市戸倉1-8-4小林ビル301

団体名 NPO法人 市民テーブルこくぶんじ

代表者氏名 代表理事 富田 潔



次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1 提案事業名	国分寺「ブログの輪」協働事業	
2 提案事業期間	平成23年4月1日 から 平成24年3月31日まで	
3 提案事業予算	570,680円	
4 提案概要 (事業目的、内容等を400字以内でご記入ください。この欄の記載内容は、ホームページ等で公表します。)	<p>情報発信のツールとしてのブログを持つことは、交流の輪が広がり生きがいをもたらし、地域情報の発信により地域コミュニティの活性化にもつながります。</p> <p>また、市からのお知らせや国分寺市の魅力を発信するブログパーツを提供することによって、行政にとっても、新たな情報発信手段を持つことができます。</p> <p>この事業は、まだブログを持っていない市民に対し、ブログ作成の機会を与えるものですが、たんなる「ブログ教室」ではなく、ブログ作成を通しての地域交流や地域活動促進、国分寺市の魅力の発信につなげていくための「ブログの輪」を形成していくことを目的とします。講習会後も、受講生のオフ会を開催したり、「ブログの輪」のポータルサイトを作成し、交流を進めていきます。</p>	
5 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 提案書(2号様式)1&2 <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書(3号様式) <input checked="" type="checkbox"/> 団体概要書(4号様式) <input checked="" type="checkbox"/> 定款又は規約	<input checked="" type="checkbox"/> 会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 予算・決算関係書類 <input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書 <input type="checkbox"/> その他()

1 提案事業名	国分寺「ブログの輪」協働事業
2 事業の分野 (主となる該当分野に○をしてください。)	1. 保健・医療又は福祉の増進 2. 社会教育の推進 ③まちづくりの推進 4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 5. 環境の保全 6. 災害救援 7. 地域安全 8. 人権の擁護又は平和の推進 9. 国際協力 10. 男女共同参画社会の形成の促進 11. 子どもの健全育成 ⑫情報社会の発展 13. 科学技術の振興 14. 経済活動の活性化 15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援 16. 消費者の保護 17. これらの各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
3 事業の目的 (社会問題や地域課題等を踏まえ、提案事業の意義や必要性等)	<p>いまやインターネットは市民生活に欠かせないものとなっている。さまざまな情報を得る手段としてはもちろんであるが、逆に市民側からの情報発信のツールとしての「ブログ」を持つことは、交流の輪が広がり生きがいをもたらし、地域情報の発信により地域コミュニティの活性化にもつながる。</p> <p>また、市からのお知らせや国分寺市の魅力を発信するブログパーツを提供することによって、行政にとっても市報やホームページ、公共施設へのチラシ配架等に加えて、新たな情報発信手段を持つことができる。</p> <p>さらに、お一人暮らしの高齢者の方は、ブログの更新や他者ブログへのコメントの書き込み等の様子から、その方の健康状況等の目安をうかがうこともできる。</p> <p>たんなる「ブログ教室」ではなく、ブログ作成を通しての地域交流や地域活動促進、国分寺市の魅力の発信につなげていくための「ブログの輪」を形成していくことを目的とする。</p>
4 事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. ブログ作成のための講習会開催 (5回×3サイクル) 2. ブログ作成の相談受付 3. ブログポータルサイト作成 4. 受講者の交流会 (オフ会) の開催 5. 市オリジナルのブログパーツの提供 6. 地域情報 (ブログネタ) の提供 7. 定期的なブログ巡回

<p>5 事業の対象 (地域、具体的対象者、 対象総人数等)</p>	<p>国分寺市民。自分のブログをまだもっていない方で、パソコンのキーボードでの日本語入力ができ、メールアドレスを持っている方を対象とする。概ね30名。</p>
<p>6 事業の実施場所</p>	<p>ひかりプラザ (教育センター)、さわやかプラザもとまちなど、インターネットの使用できるパソコンが複数台設置してある施設。</p>
<p>7 役割分担 (具体的に)</p>	<p><提案団体が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ブログ作成の手引き 2. ブログ作成に関する相談 3. 受講生の交流会 (オフ会) 開催 4. ブログポータルサイト作成 5. 受講生作成のブログへの定期的巡回 (コメント) <p><市が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットの使用できるパソコンのある施設の提供 2. 受講者募集のための広報 3. オリジナル・ブログパーツの作成・提供 4. ブロッガーの取材要請に対する協力
<p>8 解決される社会 問題や地域課題、 期待される具体的 な効果や成果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ブログでの情報発信による地域交流とコミュニティの活性化・地域活動促進 2. 行政情報・国分寺市の魅力発信媒体の増加 3. 市民の生きがい向上
<p>9 市と協働する意義 及び必要性、協働 による相乗効果</p>	<p>本事業には市が所有する施設の提供は欠かせない。また、時間の制約が少ないNPOの機動性・柔軟性が有効である。両者の特性が活かされ、効果が期待できる。</p>
<p>10 その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講者からは応分の受益者負担金をいただく 2. 代表的なブログサービス (有料・無料問わず) の紹介は行うが、その選択やID等の取得・パスワードの管理は、受講生自らが行う 3. 受講者の作成するブログには、国分寺「ブログの輪」ポータルへのリンクと市オリジナル・ブログパーツの導入を約束事とする

(市民活動団体提案事業)

提案事業収支予算書

(収入の部)

区分	予算額	摘要
市からの委託金	420,680	
受講者の参加料	150,000	1回=1000円×5回×30人
合計	570,680	

(支出の部)

区分	予算額	摘要
講師謝金	150,000	1人×5回×3次×10000円
人件費	298,800	
講習会	(162,000)	3人×3時間×5回×3次 ×1200円
交流会	(64,800)	3人×3時間×2回×3次 ×1200円
相談等庶務	(72,000)	2人×10時間×3次×1200円
消耗品	10,000	用紙・プリンタインク等
図書費	20,000	テキスト等
印刷費	10,000	カラーコピー等
保険料	30,000	
諸経費	51,880	直接経費×10%
合計	570,680	

団体概要書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(フリガナ) シンテールクラブズ		
	NPO 法人 市民テーブルこくぶんじ		
所在地	〒185-0003 東京都国分寺市戸倉1-8-4 小林ビル301		
設立年月日	2001(H13)年8月6日 <法人設立は2008(H20)年3月13日>		
会員の状況	正会員数 12人・0団体 (内国分寺市民 10人)	年会費	5000円
	賛助会員数 5人 0団体	年会費	1口 3000円
活動目的	東京都国分寺市を中心に多摩地域において、市民・事業者・地方公共団体に対して、協働事業の精神に則り、地域資源としてのまちの魅力や人材の発掘・育成等、地域の活性化につながる公益的な事業を通じて、市民生活の満足度が向上するまちづくりに寄与することを目的とする。(定款第3条)		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	2003年度「国分寺市市民満足度調査」(国分寺市委託) 2004年度「国分寺市ロケーションボックス撮影資源調査」(国分寺市委託) 2005～6年度「地域教育力再生プラン・地域子ども教室」(文部科学省委託) 2005年度「国分寺市市民意向調査」(国分寺市委託) 2007～9年度「放課後子どもプラン国分寺・地域子ども教室」(国分寺市委託) 2007年度「ごみ減量サポーター協働事業」(国分寺市委託) 2008年度「わかりやすい市政FAQづくり協働事業」(国分寺市委託) 2008年度「市民活動センターサポート協働事業」(国分寺市委託) 2009～10年度「まちづくり市民塾協働事業」(国分寺市委託) 2009～10年度「市民活動センター協働パートナー育成等協働事業」 (国分寺市委託)		
ホームページ	http://members3.jcom.home.ne.jp/table/		



平成 23 年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」(案)

平成 22 年 9 月 3 日

国分寺市長 星野信夫 様

団体の所在地 国分寺市戸倉 4-14

団 体 名 国分寺市国際協会

代表者氏名 会長 橋谷 弘

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1 提案事業名	外国人市民会議の開催 事業
2 提案事業期間	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで
3 提案事業予算	811,000 円
4 提案概要 (事業目的、内容等を 400 字以内でご記入ください。この欄の記載内容は、ホームページ等で公表します。)	<p>国内の外国人登録者数は、この 10 年間で 1.5 倍に増加している。今後のグローバル化の進展及び人口減少を勘案すると、外国人市民の更なる増加が予想され、外国人市民施策は全国的に地域の課題になっている。総務省は 2006 年 3 月、「多文化共生推進プラン」－地域における外国人住民の支援施策について－を提言した。地方自治体は、80 年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として地域国際化を推進してきたが、近年は地域社会の変化を受け、「多文化共生」を第 3 の柱として、地域の国際化を引き続き推進していくことが求められている。多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域でともに生きていくこと」である。外国人市民会議の開催は多文化共生社会の構築に資するもので、外国人のみならず日本人の隣人関係をも豊かにし、誰もが快適に暮らせるまちづくりに貢献するものである。</p>
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 提案書(2号様式)1&2 <input type="checkbox"/> 収支予算書(3号様式) <input type="checkbox"/> 団体概要書(4号様式) <input type="checkbox"/> 定款又は規約 <input type="checkbox"/> 会員名簿 <input type="checkbox"/> 予算・決算関係書類 <input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書 <input type="checkbox"/> その他()

1 提案事業名	外国人市民会議の開催
2 事業の分野 (主となる該当分野に○をしてください。)	1. 保健・医療又は福祉の増進 2. 社会教育の推進 ③. まちづくりの推進 4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 5. 環境の保全 6. 災害救援 7. 地域安全 8. 人権の擁護又は平和の推進 ⑨. 国際協力 10. 男女共同参画社会の形成の促進 11. 子どもの健全育成 12. 情報社会の発展 13. 科学技術の振興 14. 経済活動の活性化 15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援 16. 消費者の保護 17. これらの各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
3 事業の目的 (社会問題や地域課題等を踏まえ、提案事業の意義や必要性等)	<p>国分寺市の外国人登録者数は、国際協会が設立された1991年(平成3年)には702名(人口の0.7%)だったが、2010年(平成22年)1月現在は1707名、人口の1.45%となり、日本人市民に比べ高い増加率を示している。年齢構成は約90%が労働人口(15歳～64歳)であり、平均年齢は32.9歳、日本人市民の平均に比して約10歳若い。彼/彼女たちは、今後、国分寺市民として、地域で働き生活し、家族を持ち、子どもを育てていくことが想定される。</p> <p>国分寺市では、『自治基本条例』及び『第四次長期総合計画』で、「外国人への支援」について言及をしているものの、「多文化共生」を柱にした指針や計画はまだ策定されておらず、推進体制も未整備のままである。</p> <p>外国人市民会議は、外国人(外国にルーツのある住民も含む)当事者が直悦に、実情や意見を発表する場・機会となり、市行政や日本人市民が外国人の現状を認識する機会となる。多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域でともに生きていくこと」である。外国人市民会議の開催は、多文化共生社会の構築に資するもので、外国人市民のみならず、日本人市民も隣人関係を再構築し、コミュニティを再生し、誰もが安心して、快適に暮らせるまちづくりに貢献するものである。</p>

外国人委員が多数となる外国人市民会議を開催し、外国人から広く実状や意見を聞き、協議し、提言として取りまとめる。委員となる外国人には、同国人コミュニティで、あるいは友人知人から、事前に会議テーマについて情報収集をしてもらう。

(1)外国人市民会議の開催：5回

・テーマ例：①情報授受・コミュニケーション支援

②生活支援 ③防災 ④多文化共生の地域づくり ⑤まとめ

(2)委員

・委員数：15名

・構成：（市民の範囲：国分寺市在住・在学・在活者）

a)外国人市民(8名)

・公募(2名)

・日本語教室等の参加者

・その他

b)日本人市民(7名)

・公募(2名)

・行政関係者

・外国人支援団体関係者

・その他

(例：自治会・町内会関係者、民生委員・児童委員など)

(3)外国人市民会議事務局

・国分寺市国際協会事務局に置く

(4)スケジュール

・4～5月

・委員の選定

・会議のテーマの検討・決定

・5月下旬(KIA 総会終了後)

・委員への会議開催通知の発送

・6月初旬

・第1回会議

・6月中旬

・第2回会議

・7月初旬

・第3回会議

・7月中旬

・第4回会議

・8月初旬

・第5回会議(最終回)

・8月末まで

・まとめ(提言)の作成

4 事業の内容

5 事業の対象 (地域、具体的対象者、 対象総人数等)	市民 (外国人市民を含む)
6 事業の実施場所	市内の施設
7 役割分担 (具体的に)	<p><提案団体が担う役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民会議の事務局 委員の選定、委員への連絡、通知の発送、議事録の作成、謝金の支払、 会議資料の準備、会議の準備など。 ・会議テーマの検討と選定
	<p><市が担う役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議テーマの検討と選定 ・委員の公募 (市報への掲載) と選定 ・会場の確保 ・会議への出席 ・会議のまとめ(提言)の公開・広報(市報等)
8 解決される社会 問題や地域課題、 期待される具体的 な効果や成果	<p>昨年 7 月に、出入国管理及び難民認定法の一部が改正された。2 年後の 2012 年 (平成 24 年)7 月頃に、在留カード制度が導入され、戦後約 60 年間 続いてきた外国人登録法が廃止されることになっている。制度改正が地域 にどのような影響をもたらすかは明らかではないが、市行政としては、予 測される問題に対して備える必要がある。</p> <p>外国人市民会議の開催は、外国人 (外国にルーツのある住民も含む) 当 事者から、現状について話を聞き、提案・提言してもらう機会にもなるの で、市の国際化推進、及び多文化共生の施策の策定に役立つものである。</p>
9 市と協働する意 義及び必要性、協 働による相乗効果	<p>外国人市民会議の開催は、外国人 (外国にルーツのある住民も含む) 当 事者から、実状や意見を聞く機会でもあるので、市および市民に外国人の 現状を認識してもらうことができる。</p> <p>本協会としては、外国人支援の最前線として、現場の声を市の多文化共 生施策の策定に反映させることができる。このことで、本協会の果たして いる役割について、市に再認識してもらえるものと期待する。</p>
10 その他	特になし

提案事業収支予算書

(収入の部)

区分	予算額	摘要
市からの委託金	811,000 円	
合計	811,000 円	

(支出の部)

区分	予算額	摘要(算出根拠)
謝金(講師・アドバイザー)	52,000 円	¥13,000×2H×2回 (大学教授など)
人件費 (資料/情報収集、調査、協議資料作成)	465,000 円	¥2500×10H×5回 ¥2500×4H×5回×2名 ¥2500×3H×4回×8人
人件費 (協議資料作成補助、議事録作成)	54,000 円	¥1200×9H×5回
人件費(事務)	30,000 円	¥1200×5H×5回
交通費(委員・講師)	87,000 円	¥1000×15名×5回(委員) ¥1000×2名×5回(通訳) ¥1000×2回(講師など)
交通費(事務)	3,000 円	¥300×2名×5回
事務用品費	20,000 円	コピー用紙、インク、文具、封筒、印刷代など
通信運搬費	27,000 円	¥200×15名×6回(郵送等) ¥100×15名×6回(電話等)など
諸経費	73,000 円	(事業費の10%以内)
合計	811,000 円	

様式第4号（市民活動団体提案事業）

団体概要書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(フリガナ) コクブンジシ コクサイキョウカイ		
	国分寺市国際協会		
所在地	〒185-0003 国分寺市戸倉 4-14		
設立年月日	1991年11月		
会員の状況	正会員数 299人 (内国分寺市民 229人)	年会費	2,000円
	賛助会員数 10団体	年会費	30,000円
活動目的	国分寺市における外国人市民との交流及び地域に根ざした国際化を推進し、国際相互理解を図り、国際平和と親善に寄与するため、純粋なボランティア活動を行うことを目的とする。		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	2010年度第20回定期総会議案書の活動報告の通り、都内リレー外国人のための無料専門家相談会、国際交流フェスタ、日本語支援ボランティア養成講座・指導法研修会、EKIMAE 塾、国際理解講座、各種交流イベント、外国人おかあさん交流会、日本語教室（毎週2回）、外国語セミナー、地域連携連絡会、ウェルカムサロン等の開催、国分寺まつりへ参加。 小中学校の児童生徒への日本語支援・母語支援・学習支援など。		
ホームページ	http://www2u.biglobe.ne.jp/~kasite/		

国分寺市協働事業審査会委員名簿

委員種別	氏名	職業など
1号委員	塚本 一郎	明治大学経営学部教授
同 上	山岸 秀雄	(特活)NPOサポートセンター理事長
同 上	斉藤 奈美	(特活)さがみはら環境活動ネットワーク会議副代表理事
2号委員	橋本 正之	政策部長
3号委員	有川 薫	総務部長
4号委員	加藤 美智子	市民生活部長

(任期)第3期 H20.11.1 ~ H22.10.31

平成 22 年度提案型協働事業 審査結果のまとめ
(平成 23 年度実施事業)

発行 平成 22 年 12 月 国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課
問合せ先 協働コミュニティ課 電話 042-325-0111 (内 362・363)